

佐賀県鹿島市 *Press release*

報道機関 各位

部課名

総務課

件名	職員の休職処分について
概要	令和3年12月29日に飲酒運転により交通事故を発生させた職員が道路交通法違反容疑で起訴されたことから、休職処分を行いました。
説明	<p>1. 対象職員 所属 総務部総務課 職名 事務職員 年齢 23歳 性別 男性</p> <p>2. 処分の内容(根拠法令) 休職(地方公務員法第28条第2項第2号)</p> <p>詳細は別紙のとおりです。</p> <p>市といたしましては、今後も事実関係を確認し、厳正なる処分を検討してまいります。</p>
別添資料	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

本件に関する問合せ先

所属	総務部総務課
氏名	寺岡 弘樹
TEL	0954-63-2113
FAX	0954-63-2129
Mail	soumuka@city.saga-kashima.lg.jp

職員の休職処分について

令和4年4月8日
鹿島市 総務部総務課

次のとおり職員に休職処分を行いました。

1. 対象職員

所属 総務部総務課
職名 事務職員
年齢 23歳
性別 男性

2. 処分の内容

休職（起訴休職）

3. 処分年月日

令和4年4月8日

4. 根拠法令

地方公務員法第28条第2項第2号

5. 事案の概要

令和3年12月29日午前5時20分頃、酒酔い運転によりガードパイプ等に衝突する等の交通事故を発生させた。同日、道路交通法違反容疑で逮捕され、令和4年3月31日に起訴されたことから休職処分とした。